

村山市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 期日 令和7年4月15日（月）午後4時00分～

2. 会場 農村環境改善センター小集会室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（16名）

—	—	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	—	—
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（2名）

1番	石川 賢也	—	—
16番	石山 公己	—	—

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（6名）

楯 岡	土谷 博行	大 倉	鈴木 雄一
西 郷	矢萩 政則	大久保	—
富 本	—	戸 沢	井澤 孝樹
袖 崎	松田 頼勝	大高根	黒沼 敏弥

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第17号 職員の任免について

議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第20号 〃 （許可処分）

議第21号 村山市農用地利用集積等促進計画について

5. 報 告

報第8号 村山市農用地利用集積計画の取り消しについて

報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第10号 農地転用制限の例外的確認について

報第11号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一
局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後4時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

春の農作業も本格的に始まり、忙しいところだと思えますが、体に気を付けて作業していただきたいです。そして、農業委員会事務局体制も新体制になったので、これまで同様よろしくお願いいたします。

さて、米の値段が下がらず政府は備蓄米を放出するなど先行きが見えない状況ではありますが、秋にはいい米ができるよう願っています。

それでは、第4回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

7番 川田 雅紀 委員、 9番 太田 一男 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第17号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(猪藤係長)

議第17号議案を朗読し、任免される職員について説明した。

議長(青柳篤)

原案のとおり可決決定することにご異議ありませんか

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

異議なしと認め議第 17 号は可決決定されました。異動された皆さんからあいさつをお願いします。

中里事務局長→高宮局長補佐→竹村副主任

議長(青柳篤)

今年度よろしくお祈いします。(竹村副主任、退席)

続いて議第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 17 番から 35 番までの 19 件で、所有権の移転が 10 件、賃貸借権の設定が 8 件、使用貸借権の設定が 1 件です

地目・面積は田が 43,851 m²、畑が 7,352 m²で合計 51,203 m²です。詳細は担当より説明いたします。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき申請番号 17 番から 35 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権、使用貸借権の設定等を詳細に説明した。なお、現地調査(4 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 1 件あります。

はじめに委員案件 20 番を除いた、17 番から 19 番及び 21 番から 35 番までの 18 件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決：委員案件を除く 17 番から 19 番、21 番から 35 番までの 18 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第 18 号の委員案件を除く 18 件について原案の通り可決決定しました。

続きまして 20 番の委員案件 1 件について審議します。10 番委員(板垣厚志委員)はご退席願います。

(10 番委員退席)

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決：20 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第 18 号の 20 番の 1 件について原案の通り可決決定しました。10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 18 号は原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして議第 19・20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より合わせて説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、3 番、4 番の 2 件で、地目、面積は田が 720 m²、畑が 580 m²です。詳細を担当より説明いたします。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 3 番は、譲受人の自宅に隣接する農地を「農業用車庫」として整備するため、所有権を移転するものです。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。

自宅に隣接して農業用車庫を整備することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断され、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

申請番号4番は、譲受人が「宅地造成」するため、所有権を移転するものです。

事業面積は720㎡。3区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域「第1種住居地域」が定められていることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が確実と認められるため、許可条件を満たしております。

また、現地調査(4月4日)を行った結果、立地基準や一般基準などの許可要件を満たしており許可相当である旨を説明。

議長(青柳篤)

これより審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なし。

議長(青柳篤)

採決します。議第19、20号について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第19、20号は、原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第21号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

この度、新たな法改正に基づく計画作成に係る意見聴取となります。

市が計画作成を行い農業委員会が意見を附し、農地中間管理機構へ提出し山形県が認可するため、2カ月程度時間がかかる案件です。

今月の促進計画は、申請番号1番から21ページの56番までで、申請内容はすべて新規利用権設定です。詳細は担当より説明いたします。

事務局(高宮補佐)

議案書に基づき、1番から56番までの利用権設定の新規・再設定について農用地利用集積等促進計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

また今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、農業に常時従事するなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしている旨を併せて説明。

議長(青柳篤)

これより審議に入りますが議事案件の中に委員案件が5件あります。

初めに委員案件19番、37番、38番、49番、51番を除いた、1番から18番、20番から36番、39番から48番、50番、52番から56番までの51件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なし。

議長(青柳篤)

採決します。委員案件を除いた1番から18番、20番から36番、39番から48番、50番、52番から56番までの51件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

○議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第21号の委員案件を除いた51件について原案の通り可決決定しました。続いて19番の委員案件1件について審議します。8番委員(原田浩明委員)はご退席願います。

(8番委員 退席)

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決します19番の委員案件1件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第21号の、19番の1件について原案の通り可決決定しました。8番委員はご着席ください。

(8番委員 着席)

議長(青柳篤)

続いて37番の委員案件1件について審議に入ります。12番委員(奥山金弥委員)はご退席願います。

(12 番委員 退席)

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決します。37 番の 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第 21 号の 37 番の 1 件については原案の通り可決決定しました。12 番委員はご着席ください。

(12 番委員 着席)

議長(青柳篤)

続いて 38 番の委員案件 1 件について審議します。11 番委員 (海老名正度委員) はご退席願います。

(11 番委員 退席)

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決します。38 番の 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

議第 21 号の 38 番の 1 件について原案の通り可決決定しました。11 番委員はご着席ください。

(11 番委員 着席)

議長(青柳篤)

続いて 49 番の委員案件 1 件について審議します。9 番委員(太田一男委員)はご退席願います。

(9 番委員 退席)

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決します。49 番の 1 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

議第 21 号の 49 番の 1 件について原案の通り可決決定しました。9 番委員はご着席ください。

(9 番委員 着席)

議長(青柳篤)

続いて 51 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、ここで議長を笹原代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時議長を務めます。委員案件の 51 番について審議します。青柳会長、4 番委員(佐藤善洋委員)はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決します。51 番の 1 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 21 号の 51 番の 1 件について原案の通り可決決定しました。青柳会長、4 番委員はご着席ください。

委員案件の審議が終了しましたので議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4 番委員 着席)

議長(青柳篤)

引き続き議事を進行いたします。これで議第 21 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳篤)

続いて 5 の報告です。報告事項の報第 8 号から報第 11 号まで事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報第 8 号「村山市農用地利用集積計画の取り消しについて」は、昨年 10 月総会で許可を受けた記載の案件について、譲渡人の都合により、計画の取り消しを行うものです。

報第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 107 番から 121 番の 15 件です。田が、35,334 m²、畑が 2,561 m²、計 37,895 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるものが 10 件、借り人の都合によるものが 5 件であります。なお集積の助成金の返還、離農補償はありません。

報第 10 号「農地転用制限の例外の確認について」、は農地転用制限の例外の確認については 1 番の 1 件で、田 1,698 m²のうち 15 m²に農作業小屋を設置するもので、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものです。なお、4 月 4 日に現地調査を行い周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

報第 11 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定について」は、3 月中に目標設定を行い 4 月総会で議決し国に報告することとなります。なお、内容については市ホームページで公表し、令和 6 年度最適化活動の点検・評価に関しては 5 月総会に上程する予定としております。詳細説明は担当から説明いたします。

事務局(猪藤係長)

個人ごとの令和 7 年度最適化活動の目標の設定、活動記録簿の提出について説明

議長(青柳篤)

委員の皆様から、ご意見・ご質問はありませんか

異議なし。

議長（青柳篤）

とくに無いようですので、これで報告事項を終わります。

（6）閉会

議事の議案第 17 号から第 21 号までの 5 件、報告の報第 8 号から第 11 号までの 4 件について
終了します。

終了 午後 4 時 50 分